

平成29年9月29日	
所 属	総務部 人事課

職員の処分等について

平成29年9月29日付けにて、以下のとおり懲戒処分を発令しました。

職員の欠勤事案の処分について

1	被処分者	総務部 収納課 主査 51歳
	処分内容	減給 1/10 3ヶ月（地方公務員法第29条第1項第2号による）
	処分年月日	平成29年9月29日

【概要】

当該職員は平成29年6月30日から平成29年7月14日までの間において、8日間欠勤をした。また、平成26年度に欠勤をしたことによる文書訓告を受けたにもかかわらず、その後も欠勤を繰り返し、公務に支障を生じさせた。

(平成26年度欠勤9日間 文書訓告、平成27年度欠勤2日間、平成29年度欠勤8日間)